# 衆議院厚生労働委員会ニュース

【第208回国会】令和4年5月13日(金)、第19回の委員会が開かれました。

- 1 ①児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第49号)
  - ②保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外 12 名提出、 衆法第 28 号)
  - ③介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外 16 名提出、衆法第 30 号)
  - ・後藤厚生労働大臣、佐藤厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者早稲田ゆき君(立民)に対し 質疑を行い、①について質疑を終局しました。
  - ・牧原秀樹君外7名(自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志)提出の①に対する修正案について、提出者柚木道義君(立民)から趣旨説明を聴取しました。
  - ①に対する修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
  - (賛成-自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志)
  - ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修 正議決すべきものと決しました。

(賛成-自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志)

- ・①に対し牧原秀樹君外6名(自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志)から提出された附帯決議案について、柚木道義君(立民)から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
- (賛成一自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志)
- (質疑者) 柚木道義君(立民)、阿部知子君(立民)、土田慎君(自民)、吉田久美子君(公明)、伊佐 進一君(公明)、中島克仁君(立民)、野間健君(立民)、山田勝彦君(立民)

(質疑者及び主な質疑事項)

## 柚木道義君 (立民)

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用関係
  - ア マスク着用が不要となる新型コロナウイルス感染症の感染状況についての国立感染症研究所長の 見解
  - イ マスク着用が不要となる場所、場面及び距離について分かりやすく整理してワンボイスで国民に 発信する必要性
  - ウ 屋外でのマスク着用に係るルールを策定する目途及びルールの周知方法並びにルールの検討に当 たっては専門家の意見を踏まえて進めていくことの確認
  - エ 子どものマスク着用を不要とする方向で検討を行う方針の有無
  - オ 子どもの発達支援、メンタルヘルス、引きこもり、不登校等になり得るリスクを踏まえてマスク 着用の方針を議論していく必要性
- (2) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入により児童相談所における業務負担が増加すること を踏まえ職員の処遇改善及び人員確保を進める必要性
- (3) 子育て世帯訪問支援事業等を新設するに当たり市町村で必要となる人材の確保及び業務に見合った 処遇を行う必要性
- (4) 都道府県等の努力義務となっている意見表明等支援事業については好事例の展開、移行期間の設定、 意見表明等支援員の養成・確保により義務化を含めた検討を行う必要性

#### 阿部知子君(立民)

(1) 児童相談所における乳幼児頭部外傷事案への対応関係

- ア 「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究」において一時 保護を判断した根拠についての分析の有無
- イ 乳幼児頭部外傷事案の一時保護が長期化している実態に対する厚生労働大臣の見解
- ウ 最新の知見を踏まえ「子ども虐待対応の手引き」における乳幼児揺さぶられ症候群に関する記載 内容の見直し作業を早急に開始する必要性
- エ 母子健康手帳に乳幼児の後方への転倒の危険性を記載する必要性
- (2) 一時保護された子どもや親の意見を聴取する明石市の「こどものための第三者委員会」に対する厚生労働大臣の見解

#### 土田慎君(自民)

- (1) こども家庭センターの設置関係
  - ア 子育て世代包括支援センター関係
    - a 平成 28 年の児童福祉法改正による設置努力義務化に伴う設置自治体数の増加状況
    - b 未設置自治体の特徴
    - c 設置自治体の増加をもたらした取組の内容
  - イ 子ども家庭総合支援拠点の未設置自治体の傾向及び未設置の要因
  - ウ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点のいずれか又は両方が設置されていない地方自治体におけるこども家庭センターの設置促進に向けた取組
  - エ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を既に設置している地方自治体におけるこども家庭センターの設置により追加される業務内容
  - オ こども家庭センターの業務を実施する職員に求められるスキル及び当該スキルを有する人材の確保方法
  - カ 現場職員の負担軽減のため国が実施する措置の内容並びに現場職員が子ども及び親との対応に注力できるよう国がサポートする必要性
- (2) 支援の網から漏れてしまう者をつくらない方策関係
  - ア 困難を抱えているにもかかわらず十分な支援が行き届いていなかった子どもや親に対する支援の 拡充内容
  - イ 家庭支援事業の利用勧奨及び措置の仕組みが形骸化することのないよう実行主体及び実行基準を 明確にする必要性
  - ウ こども家庭庁の設置により国の対応窓口が厚生労働省からこども家庭庁に変更になることに伴う 地方自治体の事務負担の軽減策

#### 吉田久美子君 (公明)

- (1) こども家庭センターの設置関係
  - ア これまでの母子保健の取組を維持発展させる重要性を踏まえたこども家庭センターの体制及び機 能に関する今後の展望
  - イ フィンランドのネウボラと同様に全妊婦を対象とした担当保健師制及びワンストップでの相談・ 支援機能の導入を目指してこども家庭センターの機能を発展・強化する必要性
- (2) 子育て世帯訪問支援事業の利用家庭が育児困難家庭と周囲に思われることのないよう対象を限定せず幅広く利用を認めることの重要性
- (3) 家庭支援事業について自己負担を原因として利用をあきらめることのないよう利用料の減免を図る 必要性
- (4) 本人が声を上げられない場合や周囲に問題意識がない場合でも適切に支援につなげるためヤングケアラー全員にアウトリーチで支援する覚悟が必要との指摘を踏まえた今後の取組

## 伊佐進一君 (公明)

- (1) 放課後児童クラブ関係
  - ア 未だ多くの待機児童が存在する状況を踏まえた受け皿整備についての今後の取組
  - イ 参酌すべき基準とされている1支援単位当たり 40 人の定員を超える施設があることについての 厚生労働省の認識
  - ウ 専門性が高く開所時間外の仕事があるにもかかわらず多くが非正規・非常勤職員である放課後児 童支援員の正規化・常勤化を進める必要性
  - エ 放課後児童クラブ及び放課後児童支援員の重要性について社会的認知を高める必要性
- (2) 児童福祉法等改正案で市町村における子育て支援が強化され市町村と保護者との接点が増えることから虐待対応の知見も取り入れ児童虐待の早期発見につなげる必要性

# 中島克仁君(立民)

- (1) 原因不明の小児急性肝炎関係
  - ア イギリスで発見された原因不明の小児急性肝炎について想定される原因、特徴、我が国における 疑い例と他国との違いに関する国立感染症研究所長の見解
  - イ 我が国における小児急性肝炎疑い例における新型コロナウイルス感染症罹患やワクチン接種の状況
  - ウ イギリス保健省による小児急性肝炎の原因仮説に関する国立感染症研究所長の見解
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策関係
  - ア 大型連休中の人流増加が今後の感染状況に及ぼす影響
  - イ 2019年から本年までの大型連休中の人流の増減状況
  - ウ 許容される1日の新規感染者数に関する国立感染症研究所長の見解
  - エ マスク着用、アクリルボード設置等感染対策に関する各措置についてこれまでに判明した事実を 踏まえた現実的な対策にアップデートする必要性
- (3) 児童福祉法に基づく児童の福祉支援についての政策目的、政策意思、政策効果に関する厚生労働大 臣の見解

## 野間健君(立民)

- (1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案関係
  - ア 今般の放課後児童クラブ職員に対する処遇改善の実態についての厚生労働大臣の見解
  - イ 保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案における処遇改善の内容
- (2) 児童福祉法等改正案により都道府県等が努力義務を負うことになる子どもの意見表明等支援事業の 運営の在り方及び米国で行われている司法面接の取組との関係性
- (3) 子どもの権利擁護に当たり政府が米国のチルドレンズ・アドボカシー・センターにおけるワンストップ支援の取組のようなものを目指しているのかの確認
- (4) 児童相談所虐待対応ダイヤル(189)をメールやSNSに対応させる必要性
- (5) 難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成受給者証の更新事務関係
  - ア 1年更新となっている受給者証の更新事務について新型コロナウイルス感染症対応を行う保健所 の負担軽減の観点から見直しを行う必要性
  - イ 受給者証の有効期限を迎えた場合に地域の実情に応じた柔軟な対応を認める必要性

#### 山田勝彦君(立民)

- (1) 5歳から11歳までの子どもへの新型コロナワクチン接種関係
  - ア 最新の接種状況及び副反応疑い報告の件数
  - イ 子どもに対する3回目接種の検討状況
- (2) 予防接種健康被害救済制度の審査で新型コロナワクチン接種との因果関係が認められていない心筋 炎・心膜炎や死亡事例についていつまでに因果関係を判断するのかの確認
- (3) 「子どもへのマスク着用を段階的に緩和していくために国立感染症研究所の積極的疫学調査実施要 領における濃厚接触者の定義を見直す必要性